

第 八 十 七 号 議 案

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十二日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一小学校の部同平井南小学校の項中「平井三丁目三番一号」を「平井五丁目三番一号」に改め、同部同下小岩小学校の項中「南小岩七丁目八番一号」を「南小岩五丁目五番一号」に改める。

付 則

この条例は、江戸川区教育委員会規則で定める日から施行する。

（説明）

江戸川区立平井南小学校の改築による仮校舎の設置及び江戸川区立下小岩小学校の改築による新校舎建設工事の完了に伴い、位置を変更する必要があるので、本案を提出いたします。